

後期高齢者医療制度

75歳以上

(障がいのある方は65歳から)

年1回の更新の時期が迫っています!

「保険証の一齐更新」 「令和3年度保険料額」のお知らせ

保険証が新しくなります
減額認定証

現在使用している保険証は

有効期限 令和3年7月31日 までです。

7月中旬までに新しい保険証と減額認定証を自宅に郵送します。

(減額認定証は交付申請をしている方のみ)

有効期限は1年間 (令和3年8月1日~令和4年7月31日)

◆**保険証**



◆**保険証**

「水色」から「黄緑色」
に変わります

◆**減額認定証**

「黄色」から「橙色」
に変わります

◆**減額認定証**



有効期限を過ぎた保険証・限度額認定証は使用できません。個人情報の取扱いに注意し、廃棄してください。

減額認定証について

新たな減額認定証について、次の交付要件に該当している方には申請書を送付します。
お手元に届きましたら、お早めに住民課戸籍保険グループまたは両出張所へ申請してください。

- 区分Ⅰ～ 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
- 世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下の方)
 - 老齢福祉年金を受給されている方
- 区分Ⅱ～ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

保険料額について(7月に個別にお知らせします)

計算方法

均等割
【一人当たりの額】
52,048円



所得割【本人の所得に応じた額】
(令和2年中の所得-最大43万円)
× **10.98%**



1年間の保険料
【限度額64万円】
(100円未満切り捨て)

保険料の軽減について

① 均等割の軽減(年額)

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。昭和31年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

※この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります(52,048円→26,024円)。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合 令和3年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

※令和2年度に7.75割軽減該当だった方は、令和3年度より7割軽減に見直されました。

※給与所得者とは以下のいずれかに該当する方となります。

- 給与等の収入金額が55万円を超える方
- 公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、を125万円(65歳以上)を超える方

お問い合わせ：北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)または住民課戸籍保険グループまで